



軽自動車税(種別割)の減免手続き

身体障害者手帳等を持ち、一定の要件を満たす方は、軽自動車税種別割の減免を受け

所有者等の条件

納税義務者(※1)	運転者	使用目的
障害者の方	障害者の方	特に問いません
	障害者以外の方	障害者の方の通院・通学等のために使用
障害者の方と生計を同じくする方(※2)	障害者の方	
	障害者以外の方	

※1割賦販売の場合は使用者
※2障害者の方と同居・近隣(2km以内)に住んでいる親族等

られます。詳細は「障害福祉のしおり」をご覧ください。

※「障害福祉のしおり」は障害福祉課・市で入手可

左上表参照

※個人名義の自家用自動車(自動車検査証(車検証)に「自家用」と記載されている自動車)に限る

持○身体障害者手帳・戦傷病者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれか

○運転する方の運転免許証
○軽自動車税(種別割)納税通知書

○東京都パートナーシップ宣誓制度受理証明書等(パートナーシップ関係にある方のみ)

申窓口

限6月2日(月)

先問課税課市民税係

東京都主税局からのお知らせ

5月は自動車税種別割の納期です

自動車税種別割は、毎年4月1日現在、自動車検査証(車

検証)に登録されている所有者(割賦販売の場合は使用者)に課税されます。対象者には令和7年度の納税通知書を発送しました。6月2日(月)までに納めてください。

自動車税種別割の減免申請はお済みですか?

身体障害者手帳等をお持ちの方で、一定の要件を満たす場合、自動車税種別割の減免を受けられる制度があります。

納期限まで(新たに自動車を取得した場合は取得日から1カ月以内に申請が必要です。詳細は「東京都主税局」をご覧ください。お問い合わせください。

自動車税コールセンター

03・3525・4066(平日午前9時～午後5時)

車検時に納税証明書の提示が省略できます

運輸支局・自動車検査登録事務所では、システム連携により、車検時に必要となる納税証明書の提示を省略できます。ただし、納税確認ができるまで、納付後最大で10日程

度かかります。

東京都主税局徴収指導課収入管理指導班 03・5388・2984



特別障害者手当等の手当額の変更

特別障害者手当等の月額が、令和7年4月分から変更になりました。

○特別障害者手当 2万9590円

○障害児福祉手当 1万6100円

障害福祉課障害福祉係

臨時休業します 南多摩斎場

火葬炉保守点検のため次の

業務を休止します。

○5月19日(月) 式場(通夜)
○5月20日(火) 火葬業務、式場(告別式、通夜)
○5月21日(水) 火葬業務、式場(告別式)

※臨時休業期間も予約受付、霊安室の使用は平常通り可
南多摩斎場 042・797・7641

5月1日～10日は 春の地域安全運動

「守ろうよわたしの好きな街だから」をスローガンとして春の地域安全運動を次の項目を重点に実施します。

重点目標

○自転車盗をはじめとする乗り物盗の被害防止
○特殊詐欺の被害防止
○デジボリスの普及促進による犯罪被害防止

多摩中央警察署 042・375・0110

生納付特例制度の手続き等を動画で案内しています。詳細は「日本年金機構」(下記参照)をご覧ください。

府中年金事務所 042・361・1011

国民健康保険 特定健康診査

対象者には6月上旬から受診券を送付しますので、期限までに受診してください。

令和7年4月1日から受診日まで継続して稲城市国民健康保険に加入している次の年

齢の方

対象者には6月上旬から受診券を送付しますので、期限までに受診してください。

令和7年4月1日から受診日まで継続して稲城市国民健康保険に加入している次の年

齢の方

固定資産税・都市計画税 納税通知書を送付しました

場問課税課土地係・家屋係

令和7年度固定資産税・都市計画税の納税通知書を5月1日付で送付しました。

※到着まで2週間ほどかかる場合があります。

固定資産税・都市計画税の特例・減額措置

住宅用地に対する課税標準の特例措置(特例率)

住宅用地の土地は、税負担を軽減するために課税標準の特例措置があります(表1参照)。住宅の敷地に利用されている土地は、広さによって「小規模住宅用地」「一般住宅用地」に分けて特例措置が適用されます。

表1 住宅用地に対する課税標準の特例措置

用地区分・説明			特例率	
			固定資産税	都市計画税
住宅用地(※)	小規模住宅用地	1戸当たり200㎡まで	評価額×1/6	評価額×1/3
	一般住宅用地	200㎡を超える部分	評価額×1/3	評価額×2/3

※住宅用地は、その敷地に建っている居住用家屋の床面積の10倍まで認定されます。家屋を取り壊した場合、住宅用地とは認定されません。

新築住宅に対する減額措置

新築された住宅が一定の要件を満たす場合、新たに課税される年度から一定の期間、固定資産税が2分の1減額されます(表2参照)。

表2 新築住宅に対する固定資産税の減額措置

床面積要件	減額床面積	減額期間	
50～280㎡の住宅 ※共同住宅は40～280㎡	左記のうち、120㎡まで	3階建て以上の耐火または準耐火住宅	新築後5年間 (認定長期優良住宅は7年間)
		上記以外の住宅	新築後3年間 (認定長期優良住宅は5年間)

固定資産税・都市計画税の縦覧と閲覧

縦覧

固定資産税(土地・家屋)を納めている方は、他の土地や家屋の評価額等を記載した帳簿を無料で縦覧できます。

閲覧(名寄帳交付)

固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有する方は期間中、自分の名寄帳(課税台帳)の写しを無料で取得できます(期間外は有料)。

※本人名義以外(配偶者、家族、会社等)の名寄帳の写しを取る場合は委任状または納税通知書が必要です(名寄帳は委任状の代わりにはなりません)。

◆共通事項

▷縦覧・閲覧期間 6月2日(月)まで

※土・日曜日、祝日を除く〔休日窓口開庁日の5月11日(日)・24日(土)は閲覧のみ〕

時午前8時30分～午後5時

※休日窓口開庁日は午前11時45分～午後1時を除く

場本人確認書類

期限内納付にご協力ください

便利な口座振替もご利用ください。固定資産税以外の市税も利用できます。申請方法等詳細は市(右記参照)をご覧ください。

▷納期限

○第1期=6月2日(月) ○第2期=7月31日(木)

○第3期=12月25日(木) ○第4期=令和8年3月2日(月)

場収納課税管理係

